

各 市 町 村 長 様

公益財団法人北海道市町村振興協会

事務局長 石 橋 秀 規

(公印省略)

平成 2 8 年度新市町村振興宝くじの収益金等に係る市町村交付金の
使途調査について(照会)

当協会の業務運営については、日ごろから格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新市町村振興宝くじの収益金等の交付につきましては、「公益財団法人北海道市町村振興協会市町村交付金交付規程（以下「規程」という。）」に基づき交付の手続きを行っているところであります。

つきましては、規程第 7 条に基づき平成 2 8 年度に交付した市町村交付金の使途（財源充当）を把握したいので、次により報告していただきますようお願いいたします。

記

1 提出様式等

(1) 提出様式

別添「市町村交付金（新市町村振興宝くじ収益金等）使途調査票」のとおり

エクセル形式の調査票を、当協会ウェブサイトの『申請書等ダウンロード』コーナー（トップページの右下）からダウンロードして使用してください。

(2) 提出方法

メールで提出してください。

2 提出期限

平成 2 9 年 6 月 3 0 日（金）

3 留意事項

(1) 平成 2 8 年度の交付金交付金額

平成 2 8 年 1 2 月 9 日に交付した当該年度発売に係る収益金分と平成 2 9 年 1 月 2 7 日に交付した前年度発売に係る時効金分の合計額になります（例年、時効金分を加算していない事例が見受けられます）。

交付金の交付実績は、当協会ウェブサイトの「協会の事業」内の「市町村交付金」中に掲載していますので、ご確認ください。

(2) その他

- ・調査票様式の下余白部の注書き及び単位誤りにご注意願います。
- ・「規程」は、当協会ウェブサイトの「情報公開」内の「諸規程」中若しくは「協会の事業」内の「市町村交付金」中に掲載しています。

担当 業務管理 柴田、中田

電話：011-232-0281 FAX：011-221-5866

<参考>

地方財政法第32条に規定する事業

1 地方財政法第32条に規定する事業

(1) 公共事業

(2) 公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして
総務省令で定める事業

2 総務省令で定める事業（最終改正 平成26年11月5日 総務省令第83号）

地方財政法第32条に規定する総務省令で定める事業は、次に掲げる事業であつて、第1号については平成29年度までの間に、第2号及び第7号から第9号までについては平成31年度までの間に、第3号から第6号まで及び第10号については平成30年度までの間に行われるものとする。

一 国際交流その他の地域の国際化の推進に係る事業

二 地方公共団体がその運営に相当程度関与する博覧会、見本市、展示会、文化行事その他の催しであつて総務大臣が当せん金付証券に係る市場の状況等を勘案して指定するものの運営に係る事業又はその他の催しの運営の助成に係る事業

三 地域における人口の高齢化、少子化等に対応するための施策に係る事業

四 衛星通信網の活用その他の地域の情報化に係る事業

五 美術館、図書館、文化会館等芸術・文化活動の拠点となる施設の運営の充実その他の地域における芸術・文化の振興に係る事業

六 大規模な風水害、地震、津波、火災、干害、冷害等の災害対策及びこれらの災害の予防に係る事業

七 地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に係る事業

八 特定非営利活動等の地域における社会貢献活動に係る事業

九 地球温暖化対策、リサイクルの推進等地域における環境の保全及び創造に係る事業

十 地域における共通の課題に対応するための調査及び研究並びに人材の育成に係る事業